

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、  
当たるの日には、  
そのときの日が休日)

平成十一年三月二十七日就任 任期平成十三年五月二十六日まで

## 鳥取県告示第三百四十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十条の規定により告示する。

平成十一年五月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 目 次

◇告 示 土地改良区の役員の就任（農村整備課）

保安林の指定の解除予定（森林保全課）

◇調達公告 隨意契約の相手方の決定（秘書課）

## 告 示

### 鳥取県告示第三百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年五月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

監事 中山 一男 東伯郡東郷町大字別所一四〇  
就任した役員の氏名及び住所

- 2 保安林として指定された目的

5 土砂の流出の防備

- 3 解除の理由

ダム用地とするため

- 2-1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字方面字隠子谷一一〇の四、字龍名一一の七から一一の九まで、大字別所字井手口ヶ谷八三五の一四、字地合谷八三六の五、字山川ノ上八五三の四、八五三の五、字杉ノ子八九六の八、字小芦谷九〇五の一・字大芦谷九二五の一・九二五の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）九二五の七、字割谷九二六の一、字寺谷九四七の四から九四七の六まで、字下ノ宮内ケ原九四八の五、字木挽谷九七八の五

- 1 土砂の流出の防備

土砂の流出の防備  
解塗の畠田

ダム事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東郷町役場に備え置いて観察に供する。)

### 調達公告

隨意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年5月14日

鳥取県知事 片山 善博

平成11年5月14日 金曜日

- (1)調達件名及び数量 新聞紙面への県政広報に関する記事の掲載 一式
- (2)契約方式 隨意契約
- (3)契約日 平成11年4月1日
- (4)契約者の氏名及び住所 株式会社新日本海新聞社
- (5)契約価格 34,286,438円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (6)随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当
- (7)契約事務担当部署の名 鳥取県総務部秘書課広報室

称及び所在地 烏取市東町一丁目220